

地域包括支援センター事業評価項目について

課題が残った項目

市

1 組織運営体制	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。
1 組織運営体制	センターの3職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(圏域内の高齢者数/センター人員)の状況が1,500人以下であるか。
2-(4) 地域ケア会議	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。

センター

1-(1)組織運営体制	市町村から配置を義務付けられている3職種を配置しているか。
1-(2)個人情報の管理	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。
3 事業間連携(社会保障)	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。

改善した項目

市

1 組織・運営体制等	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。
------------	--

センター

2-(2) 権利擁護	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。
2-(4) 地域ケア会議	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。

R2						
市						
×	前年度の運営協議会の議論を踏まえた改善はありませんが、随時必要な支援・指導は行っています。					
×	介護保険法では3職種一人当たりの高齢者数は1,000人~2,000人となっており、すべてのセンターは国の基準を満たしています					
×	政策の提言は行いませんでしたが、個別事例に対し個々に対応を行っています。					
×	令和3年度は社会資源の把握に努め、共有を行いました。					
×	コロナの影響で合同の講演会・勉強会の開催が出来ませんでした。次年度は開催に向けた検討を行いたいと思います。					
中津川市 地域包括 支援センター	瀬戸の里 地域包括 支援センター	ひだまり苑 地域包括 支援センター	ゆうらく苑 地域包括 支援センター	シクラメン 地域包括 支援センター	北部 地域包括 支援センター	
○	○	○	○	○	×	北部地域包括は保健師に準ずる者として看護師が配置されています。介護保険法に定める基準は満たしています。
○	○	○	○	○	×	北部地域包括は令和3年度に管理簿の整備を行いました。
×	—	—	—	—	—	委託先のセンターに対しては基本方針の一部しか周知が行っていませんでした。今後、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの確認を行い、周知していきます。
○	○	○	○	×	○	シクラメン包括は合同の事例検討会を行うケースがなかったため参加がありませんでした。
○	×	×	×	×	×	対象となるケースがなかったため連携がありませんでした。センターの目的を再度確認し、連携していきたいと思っています。
○	○	×	○	○	×	対象となるケースがないセンターは、連携がありませんでした。今後、対象ケースについては、認知症初期集中支援チームと相談、情報共有しながら対応していきます。

R2						
市						
○	R2年度に、職種の配置について要綱で義務付けました。					
中津川市 地域包括 支援センター	瀬戸の里 地域包括 支援センター	ひだまり苑 地域包括 支援センター	ゆうらく苑 地域包括 支援センター	シクラメン 地域包括 支援センター	北部 地域包括 支援センター	
—	○	—	○	—	—	相談協力員懇話会で消費生活相談室に説明をもらう機会を設けました。また、心配なケースについては随時相談しています。
—	—	—	—	—	○	R2年度より参加者に議事録を配布し、会議の結果を参加者間で共有しています。